

クリーン・エネ・パーク南部
自動販売機設置事業者募集要項

平成 2 8 年 3 月
福岡都市圏南部環境事業組合

目次

1 公募物件	1
2 応募資格要件	1
3 自動販売機の設置条件等	1
4 応募申込み手続き	3
5 設置事業者の決定等	3
6 使用許可申請の手続き	4
7 設置事業者の決定の取消し	4
 <参考>	
設置場所詳細図	5
処理フロー	6
 <様式>	
様式1 自動販売機設置使用料提案書	7
様式2 誓約書	8
様式3 自動販売機の設置体制説明書	9

クリーン・エネ・パーク南部自動販売機設置事業者募集要項

福岡都市圏南部環境事業組合（以下「当組合」という。）では、クリーン・エネ・パーク南部自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を下記のとおり募集します。当募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申し込みください。

1 公募物件

クリーン・エネ・パーク南部（春日市大字下白水１０４番地５）

管理棟側１台及び工場棟側１台の計２台（別添「設置場所詳細図」を参照）

※ １箇所設置で１つの物件とします。

※ 応募することができるのは、１事業者につき１箇所までとします。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 福岡市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町（以下「関係市町」という。）が実施した自動販売機設置事業者の公募において、価格提案後もしくは使用許可（又は賃貸借契約）後、正当な理由なく辞退し、使用許可の取消（又は賃貸借契約の解除）をされてから２年を経過しない者でないこと。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税、関係市町に係る市町税を滞納している者でないこと。
- (4) 自動販売機の設置業務について、３年以上の実績を有している者であること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置申請時に許認可等の免許を有する見込みがあること。
- (6) 福岡都市圏南部環境事業組合財務規則（平成 18 年規則第 7 号。以下「財務規則」という。）第 2 条第 5 号に規定する暴力団等に該当しないこと及び関与がないこと（下請負人を含む。）。
- (7) 関係市町内に本店又は支店を有すること。

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用形態など

①設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

②設置期間

設置期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとします。なお、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと当組合が判断する場合は、当初当組合が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可の日から 5 年を超えない範囲で更新することができます。

③使用料

決定した設置事業者が設置申込みの際に提示した価格をもって、１箇月当たりの使用料とします。なお、当初許可の日から 5 年を超えない範囲で更新する場合も同様

の月額使用料となります。

④使用料の納付

使用料は、1年間分を納入通知書により、平成28年4月末日までに一括で納付していただきます。

なお、当初許可の日から5年を超えない範囲で更新する場合は、1年間分をそれぞれの納入通知書により、当該年度の4月末日までに一括で納付していただきます。

⑤使用電気料

使用電気料は、設置事業者の負担とし、実費相当分を指定した期日までに納付していただくことになります。なお、電気子メーターは、当組合が設置するものとし、当組合で検針のうえ、当組合と電力事業者との間で締結している余剰電力の売却単価に基づいた使用電気料を納付していただきます。

⑥その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の経費は設置事業者の負担とします。

(2) 使用上の制限

①設置に関する条件を遵守し、使用料等の費用を確実に納付してください。

②法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置期間中、継続的に効力を有する必要があります。

③自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

④販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、本組合の指示に従ってください。

⑤省エネタイプの機種の自販機を設置してください。

⑥販売品目は、缶またはペットボトルなど密閉式の容器入り飲料品（乳飲料を含む。）とします。

⑦酒類の販売を行うことはできません。

⑧標準小売価格を上回る価格で販売することはできません。

⑨販売商品と直接関係のない広告の掲示は行うことはできません。

(3) 維持管理責任

①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫管理・補充を適切に行うこと。

②自動販売機に併設して、空き容器の回収ボックスを常時使用可能な状態で設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

④自動販売機を設置するにあたっては、据付面の状態を十分に確認したうえで転倒などの事故が発生しないよう安全設置すること。

⑤自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、緊急時の連絡先を自動販売機本体前面のわかりやすい場所にはっきり掲示すること。

(4) 売上金額の報告

設置した自動販売機の年間の売上本数、売上金額を売上報告書（任意様式）により、毎年4月末までに報告すること。

4 応募申込み手続

(1) 申込方法

郵送での申込みのみとします。書留郵便で下記送付先に送付してください。また、普通郵便で送付された場合、受付期間までに不着のときは、応募がなかったものとみなしますのでご注意ください。

【受付期間】平成28年3月7日（月）～平成28年3月15日（火）必着

【送付先】 福岡県春日市大字下白水104番地5
福岡都市圏南部環境事業組合 総務課 宛て

※ 電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

※ 一括での受付は行いません。

(2) 必要な書類

- ①自動販売機設置使用料提案書（本組合所定様式1）
- ②誓約書（本組合所定様式2）
- ③自動販売機の設置体制説明書（本市様式3の内容を網羅する独自様式でも可）
- ④設置予定の自販機のカatalog（寸法、消費電力のわかるもの）
- ⑤事業概要
 〈法人〉会社概要
 〈個人〉創業日、事業内容、実績等のわかるもの

※ 当該募集に関して、押印の必要がある提出書類については、登録印での押印をお願いします。

5 設置事業者の決定等

(1) 提出された応募書類の審査を行い、条件を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

(2) 次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ①最低年間使用料を下回るもの（最低年間使用料は非公表です。）
- ②応募資格のない者による応募申込み
- ③指定の日時までに提出しなかったもの
- ④応募資格者の記名押印がないもの
- ⑤応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- ⑥金額の訂正、削除、挿入等による記載のあるもの
- ⑦価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの

(3) 設置事業者の決定

本組合が設定する最低使用料以上の額で、最高の価格で申込を行ったものを設置事業者とします。なお、最高価格となる同額の価格提案をした者が2人以上あるときは、当該申込者立ち会いのもと、くじによる選定となりますので、その際には、当該申込者に電話連絡を行います。

(4) 審査結果の公表等

設置事業者の決定は平成28年3月17日（木）の予定です。入札者それぞれに結果を通知します。また、本組合ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区

分を掲載します。

6 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、平成28年3月25日までに下記申請を行って頂きます。
なお、使用許可は自動販売機設置使用料提案書に記載された名義で行います。

【提出書類】

- ①行政財産使用許可申請書（本組合所定様式）
- ②身元を証明する書類（発行日から3か月以内のもの）
 - ＜法人の場合＞登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - ＜個人の場合＞住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- ③市・町税の滞納がないことの証明
- ④役員等名簿（暴力団排除のための福岡県警への照会に使用します）
- ⑤法令等の規定により販売について許認可を必要とする場合は、許可申請中である旨を証する書面

7 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、本件すべての物件における設置事業者としての決定を取消します。

- ①正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ②設置事業者が応募者の資格を失った場合
- ③その他設置事業者が本件の相手方として不適当と認められる場合

上記の取り消しの場合は次点の者を設置事業者とし、次点の者の提案額を使用額とします。

8 その他

(1) 使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担となります

(2) 本募集要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、福岡都市圏南部環境事業組合財務規則、福岡都市圏南部環境事業組合行政財産使用料条例、その他関係法令等の定めるところによります。

9 お問い合わせ先

〒816-0842

春日市大字下白水104番地5 クリーン・エネ・パーク南部管理棟2階

福岡都市圏南部環境事業組合 総務課

電話 092-596-1570

クリーン・エネ・パーク南部自動販売機設置事業者募集処理フロー

募集要項の配布(平成28年3月1日～平成28年3月15日)

使用料提案書の受付(平成28年3月7日～平成28年3月15日)

以下のものを郵送してください。

- ①自動販売機設置使用料提案書(組合所定様式1)
- ②誓約書(組合所定様式2)
- ③自動販売機の設置体制説明書
- ④設置予定の自動販売機のカタログ
- ⑤事業概要

設置事業者の決定(平成28年3月17日予定)

本組合から「設置予定事業者決定(または不決定)通知書」を送付します。

設置申請の手続き(3月中旬頃。組合の指示に従ってください。)

以下のものを提出し、申請してください。

- ①使用許可申請書(本組合所定様式)
- ②登記事項証明書(個人の場合は住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書)
- ③市税に滞納がないことの証明書
- ④役員等名簿(フリガナ, 生年月日)
- ⑤法令等の規定により販売について許認可を必要とする場合は許認可申請中である旨を証する書面

使用許可書の交付(平成28年3月下旬)

設置開始(平成28年4月上旬)

自動販売機使用料提案書

平成 〇年 〇月 〇日

福岡都市圏南部環境事業組合管理者 様

住所（所在地）（〒 ー ）

名 称
（氏名）
代表者名

印

クリーン・エネ・パーク南部自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、次の通り申し込み、使用料を提案します。

1 提案使用料

提 案 使 用 料（月 額）							
	百万	拾万	万	千	百	拾	円

- ※ 1. 1箇所設置での使用料を提案ください。
2. 提案使用料は、月額使用料（税込み）をアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に¥を入れてください。

2 添付書類

- ☐ 誓約書（組合所定様式2）
☐ 設置体制説明書（組合所定様式3の内容を網羅する独自様式でも可）
☐ 設置予定自販機のカatalog（寸法、消費電力のわかるもの）
☐ 事業概要 <法人>会社概要
<個人>創業日、事業内容、実績等のわかるもの

様式2

誓 約 書

平成 〇年〇月 〇日

福岡都市圏南部環境事業組合管理者 様

住所（所在地）（〒 ）

名 称
（氏名）
代表者名

印

貴組合におけるクリーン・エネ・パーク南部自動販売機設置事業者募集の申込みにつき、次に掲げる事項に相違ないことを誓約します。

記

- 1 応募申込書の提出に際し、クリーン・エネ・パーク南部自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 クリーン・エネ・パーク南部自動販売機設置事業者募集要項の「2. 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。また、資格確認のために必要な、官公庁への照会を行うことについて、承諾します。
- 3 設置事業者の決定に関して、福岡都市圏南部環境事業組合ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の区分を掲載することに同意します。

現在設置している施設名(市町の施設に限定しません)・所在地・設置期間を記載してください。

施設	所在地(住居表示)	設置期間
〇〇〇	〇〇〇	平成〇年〇月～現在
△△△	△△△	平成△年△月～ 平成△年△月まで

様式3

自動販売機の設置体制説明書

平成 〇年 〇月 〇日

福岡都市圏南部環境事業組合管理者 様

名 称
(氏名)
代表者名



商品の補充時の体制	〇〇〇…
故障, クレーム時の 対応並びに体制	△△△…
空き容器回収の体制	□□□…